

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（行個）諮問第50号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行個）答申第100号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案についての相談対応票の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

相談対応票（特定受付番号）に記録された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成27年12月9日付け北海相第204号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙）のとおり。

（2）意見書1

審査請求人から、平成28年4月6日付け（同月8日受付）で、意見書1が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

（3）意見書2

相談対応票が北海道管区行政評価局職員Aのねつ造であること

ア 相談対応票の調査結果の中の

「札幌法務局に照会したが同局は、公正証書による遺言書と貸金庫の開扉について、回答する立場にないと回答したことについては、理解している。」

「当局が開催する一日合同相談所（チカホ）で札幌財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。」が虚偽

である。

札幌法務局に、公正証書遺言で指定した遺言執行者の貸金庫開扉権限について、意見を述べることができる。

北海道財務局は、回答する立場にない、が正解である。

根拠

法制審議会民法部会（相続）の第12回会議資料の4 遺言執行者の権限の明確化等で、民法1013条、1015条の見直しを検討し、政府は、意見公募を経て2017年通常国会に民法改正案を提出する。

国民は法務省（札幌法務局）に「遺言執行者の権限を明確にすることについて」意見を述べるができる。

金融庁（北海道財務局）は、銀行業務の監査指導を行っているが、貸金庫は、監査指導の対象になっていないので、貸金庫の開扉権限について回答する立場にない。

このことは、札幌法務局、北海道財務局に問い合わせをすれば直ぐにわかることであるが、職員Aは問合せをせずに、審査請求人に嘘の回答をし、相談対応票をねつ造したものである。

イ 貸金庫を開扉できるような制度の創設

遺言執行者は遅滞なく相続財産の目録を調整して、それを相続人に交付しなければならない。（民法1011条）遺言執行者は、遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。（民法1012条）の条文は、改正の検討はされてなく、従来通り、たとえ遺言書の中に遺言執行者としての権限の記載がなかったとしても、遺言執行（遺言内容の実現）のために必要な行為であれば法律上当然に行うことができます。

遺言執行者は、貸金庫を開扉し、その中の現金、預貯金通帳、有価証券、債権、権利書、宝飾品など財産を調べ、相続財産の目録の「作成」及び相続人全員へ「交付」する。遺言執行者は預貯金を払い戻し、各相続人にその相続割合に応じて交付する。遺言執行者は各種名義変更・解約などの手続きをする。

このことは、法務省（札幌法務局）に問合せをすれば、「貸金庫を開扉できるような制度の創設」などは必要がないことがわかるので、職員Aが相談対応票をねつ造したことが分かる。

（4）意見書3

北海道管区行政評価局への相談の経緯

・特定日A 場所：特定公証役場A，公証人A対応

公証人Aが「この公正証書には貸金庫の記載がないので開扉することはできない」と説明した。

- ・ 特定日 B 審査請求人から法務省へメール
公証人 A の言うとおりに、公正証書遺言で貸金庫が開扉できなかったの
で原因究明と再発防止策を意見要望する。
- ・ 特定日 C 札幌法務局から審査請求人へメール
公証人 A が説明したとおり、貸金庫開扉権限を付与する旨の記載があ
れば、開扉できると回答あり。
- ・ 特定日 D 場所：札幌法務局，職員 B 及び職員 C 対応
神戸地判決のとおり、遺言執行者の権限として貸金庫を開扉できる旨
指摘した。
- ・ 特定日 E 札幌法務局職員 C から審査請求人へ電話
審査請求人の携帯電話の番号を公証人 A に教えたので連絡させます。
- ・ 特定日 F 場所：北海道管区行政評価局 職員 D 対応
「札幌法務局が、嘘の説明をした公証人 A を指導するよう」に言って
ほしいと要望した。
- ・ 特定日 G 職員 D から審査請求人へ電話
今後態度を改めるよう指導した。公証人 A は発言を否定したので、確
認できないものは指導できない。
- ・ 特定日 H 場所：北海道管区行政評価局，職員 D 対応
特定出版物特定号が正しい。公証人 A の説明が誤りであると指摘した。
- ・ 特定日 I 札幌法務局から審査請求人へメール
公証人が個人の見解に基づいて「特定出版物」に寄稿した内容につい
て、当局としてのコメントは差し控えさせていただきたいと存じます。
- ・ 特定日 J 場所：札幌法務局，職員 B 及び職員 E 対応
特定公証役場 B 公証人 B が「特定出版物」が正しいと証言した。その
ことを伝える。
- ・ 特定日 K 札幌法務局から審査請求人へメール
公正証書遺言と貸金庫の開扉に関する内容については、当局として回
答する立場にありませんので御了知願います。
職員 D は役に立たないことが分かったので。
- ・ 特定日 L 場所：札幌市中央区役所，行政相談委員 A 対応
札幌法務局は回答する立場にないと言うが、特定日 M の意見要望メー
ルに対し特定日 N にメールで回答している。再度、同じ意見要望に正し
い回答をするように言ってほしい、と相談した。
- ・ 特定日 O 北海道管区行政評価局職員 A から電話
神戸地方裁判所の判決は特殊な例だ。銀行名、支店名、貸金庫番号を
記載し届け出れば開扉できる。
- ・ 特定日 P 場所：札幌法務局，職員 B 及び職員 E 対応
特定司法書士懲戒処分申出書を提出。(公証人 A が正しいのなら、特

定司法書士は懲戒処分になる)

現在まで、札幌法務局に遺言執行者の貸金庫開扉権限について質問を続けている。

(5) 意見書 4

北海道財務局職員 F から

特定日 Q 申出受付。北海道財務局職員 G に照会の内容が判明しました。

別件、一般論として貸金庫について照会がありました。

金融庁、北海道財務局は銀行の貸金庫の監督・監査は業務の対象外であること。

特定銀行の貸金庫が開扉できない苦情があったことは、特定銀行に伝えるが、仲介やあっせんなどはしないこと。

契約者、代理人、契約者が死亡した後の遺言執行者は貸金庫を開扉できること。

遺言執行者は民法の規定により相続人全員の同意を得ることなく当然に預金口座の解約、預金口座の名義変更、貸金庫の開扉ができることを教えた。

職員 A の主張する「審査請求人の制度創設の要望」についての照会はなかった。

(6) 意見書 5

審査請求人から、平成 28 年 7 月 13 日付け（同日受付）で、意見書 5 が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

(7) 意見書 6

ア 特定日 R 事前相談 相談対応票を開示できると話があった。行政相談処理票はない。

特定日 S 開示請求書提出 相談対応票を開示できると話があった。行政相談処理票はない。

特定日 T 開示の決定

特定日 U 開示を受ける 相談対応票の開示を受ける。行政相談処理票はない。

特定日 V 情報提供 申出文の添付資料の情報提供を受ける。行政相談処理票はない。

特定日 W 審査請求書（申出文の開示）及び保有個人情報訂正請求書提出 行政相談処理票はない。

行政相談委員 A に提出し説明した書類のとおり記載願いたい。

特定日 X 保有個人情報の訂正をしない旨の決定 行政相談処理票はない。

「行政相談処理票」に相談内容が記載されているという反論はなかった。

特定日 Y 審査請求書提出 行政相談処理票はない。

特定日 Z 理由説明書の送付及び意見書の提出（通知）

突如「行政相談処理票」に相談内容が記載されていると主張し始める。

4 / 6 意見書の提出

理由説明書に記載の「行政相談処理票」がないため十分な反論ができない。

至急、「行政相談対応票」を送付してください。

イ 相談到着から回答まで 1 日

(8) 意見書 7

ア 北海道管区行政評価局職員 A の主張する相談対応票記載の件名

銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても被相続人の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。

イ 翌日回答（職員 A の主張：北海道財務局職員 G から聞き取りした結果を記載した）

新たな制度創設の意見として北海道財務局に連絡することとする。なお、（中略）北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。

ウ 北海道財務局 職員 G, 職員 F

北海道財務局は、新たな制度創設の意見の連絡を受けていない。北海道財務局では、銀行の貸金庫の監督指導はしていないので、直接意見を述べることはできない。法務省に聞いてほしい。

エ 札幌法務局職員 H の回答

貸金庫の開扉をするかどうかは、特定銀行の判断による。札幌法務局は回答する立場にない。

法務省民事局参事官室では、民法（相続関係）等の改正に関する中間試案に関する意見募集を行います。募集期間 7 月 12 日～9 月 30 日「遺言執行者の権限の明確化等について」意見を述べることができます。

職員 A が虚偽の回答をしたことが判明した。

本件の公正証書による遺言書には、貸金庫の開扉について記載されておらず、当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届出がなされていないことから、当該遺言書では金庫の開扉ができなかったことの原因であると考えられる。

→ 「特定論文」（特定教授）に記載されていることを参考として審

査請求人に教えた。(北海道管区行政評価局職員 I)

結論：相続と国税滞納処分の扱いは違うので参考にならない。

新たな制度創設の意見として北海道財務局に連絡することとする。なお、(中略)北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。

→ 職員 A は北海道財務局職員 G に新たな制度創設意見として連絡した。直接意見を述べることができると聞いたので審査請求人に教えた。(職員 I)

結論：北海道財務局に直接意見を述べることはできない。

(9) 意見書 8

特定日特定時間 A ~ 札幌市中央区役所 対応者：行政相談委員 A

ア 特定日 L に行政相談した件について、再度相談した。

審査請求人：札幌法務局から審査請求人宛てメール(特定日 A a)、特定出版物で貸金庫の開扉について相談した。覚えていますか。

行政相談委員 A：覚えています。

審査請求人：職員 A から回答がきたが、聞いていますか。

行政相談委員 A：神戸地裁の判決は特殊な例であり、公正証書遺言書で貸金庫の開扉はできないと聞いている。

審査請求人：民法の教科書では神戸地裁判決を例に貸金庫の開扉をできると書いてある。特殊な例とはしていない。再度、札幌法務局に問合せしてほしい。

北海道管区行政評価局から札幌法務局に再度、問合せすることとなった。

イ 行政相談委員 A に確認した事項

住まいは特定区と記載した。

相談対応票では、職員 A は「新制度の創設」と主張しているが、行政相談委員 A は、札幌法務局の審査請求人宛てメール(特定日 A a)を渡し、記載されていることを再度札幌法務局に質問すると説明したと証言した。

職員 A からの回答は「神戸地裁の判決は特殊な例である。銀行名支店名貸金庫番号を遺言書に記載すれば貸金庫を開扉できる。根拠は「特定論文」税務大専攻特定教授

(10) 意見書 9

理由説明書(下記第 3)の 4(1)オの次の文は全て嘘です。

「神戸地方裁判所の判例は特殊である旨の説明を行ったということについては確認できなかった。しかし、あくまで参考情報として、貸金庫の契約者が貸金庫を開扉できる者を指定して銀行に届け出ることにより、指定された者が契約者に代わって貸金庫の開扉を行うことができるとい

う趣旨の論文がある旨の説明を行ったのは事実である。」

特定日特定時間B総務省にメールした。

「神戸地方裁判所の判決は特殊である旨の説明」を北海道管区行政評価局職員Aは電話で行政相談委員A及び審査請求人にしたことを、行政相談委員Aに確認した。個人情報訂正請求書の趣旨10が正しいことを確認した。

これに対し、総務省から回答はない。理由説明書では事務処理を行った職員Aに確認したとしているが、職員Aが嘘を言っていることが確定しました。

行政相談委員Aには確認したと記載がないのは、確認すると職員Aの嘘がばれるからです。

特定日特定時間C総務省にメールした。

参考情報を、相続の場合に遺言執行者が貸金庫を開扉するためにどのように参考にできるのかを質問した。

これに対し、総務省から回答はない。なぜなら、代理人は契約者が死亡した時に代理権が消滅するので（民法111条）相続に関しては、役に立たない情報だからである。参考情報ではなく参考にならない・意味のない情報であることが確定しました。

また、貸金庫規定（ひな型）があることを参考情報として審査請求人に伝えたと主張するので、これを相談対応票に記載しないで、代理人が開扉できることを相談対応票に記載した理由を聞いたが回答はない。

別紙メール（添付省略）のとおり、「平成26年10月23日に職員Aが審査請求人に電話をかけた事実はありません。」と回答がきましたので、別紙（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）の請求事項6のとおり削除してください。

(11) 意見書10

北海道管区行政評価局職員Aは、電話の時間不詳、氏名不詳の人物と電話したばかりである。こちらの証拠は全て、携帯電話の受信記録を記載している。

平成28年（行個）諮問第50号 特定日特定時間D行政相談委員Aに相談 特定日○職員A相談受け 翌日回答

特定日○時間不詳に審査請求人に電話をかけた。（受信記録なし）←電話を受けていない。

特定日特定時間Eのメールで「職員Aが審査請求人に電話をかけた事実はありません。」と嘘を認めた。

特定日Ad 審査請求人に電話をかけた 記録あり 特定時間A

平成28年（行個）諮問第51号 翌日回答

特定日Ae 時間不詳に審査請求人に電話をかけた。（受信記録なし）

←電話を受けていない。

平成28年（行個）諮問第52号 行政相談委員Bに特定日特定時間F相談 職員Aファクシミリ受け特定時間B 1時間35分回答

特定日Af時間不詳，札幌法務局氏名不詳の人物に電話をかけた。←札幌法務局は否定した。

特定日Af時間不詳，札幌法務局氏名不詳の人物から電話があった。←札幌法務局は否定した。

特定日Af 審査請求人に電話をかけた。記録あり特定時間C

特定日Ag行政相談委員Aに，前回と同じ相談（職員Aのねつ造相談ではないもの）をした。北海道管区行政評価局職員Iが札幌法務局に問合せしているが，いまだに回答はない。（特定日Ah）これは，担当者が回答案を作り係長課長に回答内容を確認するため時間がかかる。ゆえに，職員Aは，札幌法務局氏名不詳の人物に電話していない。札幌法務局の見解は「回答する立場にない。」ですぐに回答できる案件であるが，1時間35分で回答することはあり得ない。

(12) 意見書11

理由説明書（下記第3）：相談対応票には事案処理に係る必要な事項を簡潔に整理して記載するものであり，事案処理に際しての相談者とのやり取り事項等の全てについて記載するものではないところ，前記のとおり，本件相談の趣旨は，公正証書で貸金庫を開扉できる制度を創設してほしいという要望であることから，当該相談事案の処理の際における参考情報として説明したことまで相談処理票に記載する必要はないと判断し，あえて記載していないものである。

別添メール（添付省略）：北海道管区行政評価局職員Aは国税庁ホームページの「特定論文」の中に国税の滞納の場合代理人が貸金庫を開扉できると参考情報として説明した。代理人の記述は，主たる内容ではないので全て削除すること。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

平成27年11月10日付けで，処分庁宛て，法に基づき，下記2の行政文書について訂正請求があった。処分庁は，請求に係る保有個人情報について，事実と相違すると判断できる具体的根拠がない等として，同年12月9日付けで，保有個人情報を訂正しない旨の原処分を行った。

本件審査請求は，上記不訂正決定を不服として，平成27年12月18日付けで，諮問庁に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報の名称等

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は，処分庁が，審査請求人か

ら特定日〇付けで受け付けた相談について、その処理状況を記載した相談対応票（特定受付番号）である。

3 審査請求の理由

審査請求人は、処分庁は、保有個人情報を訂正請求書に記載したとおりに、訂正してほしいとしている。

審査請求人の主張は以下のとおりである。

(1) 件名

行政相談委員に説明した書類のとおり、「公証人Aの言うとおりに、貸金庫が開扉できなかったため、原因究明と再発防止策を教えてください。二度と同じことが起きないようにしてほしい。再度、札幌法務局に質問」に訂正すべきである。

(2) 相談者情報

相談時に住所は教えていないため、「特定市特定区」に訂正すべきである。

(3) 相談内容

ア 妻が代理人となっているため、「当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていなかったとしている」を削除すべきである。

イ 民法1012条，1013条，1015条，最判平成5年1月19日家月45・5・50，神戸地判平成11年6月9日判時1697号91頁により，弁護士，司法書士に依頼すれば，貸金庫を開扉することができ，「銀行を監督する金融庁は，銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば，相続人の全員の同意書がなくても貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。」について，そのような要望はしていないことから，削除すべきである。

(4) 対応経過

特定日A bに，審査請求人が，北海道財務局職員Gに，相談処理担当職員から照会があったかどうか確認したところ，照会を受けていないとの回答があったことから，「特定日〇 北海道財務局職員Gに照会」を削除すべきである。

(5) 調査結果

ア 相談処理担当職員から確認の電話はなく，行政相談委員に特定日Lに既に伝えていることから，「相談者に再度，申出内容を確認した結果」を削除すべきである。

イ 妻が代理人となっているため，「当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届出がなされていないことから，」を削除すべきである。

ウ 民法1012条，1013条，1015条，最判平成5年1月19

日家月45・5・50, 神戸地判平成11年6月9日判時1697号91頁により, 弁護士, 司法書士に依頼すれば, 貸金庫を開扉することができ, 「本件の公正証書による遺言書には, 貸金庫の開扉については記載されておらず, 当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていないことから, 当該遺言では金庫の開扉ができなかったことの原因であると考えられる。」について, そのような要望はしていないことから, 「本件公正証書遺言で貸金庫を開扉できる。」に訂正すべきである。

エ 「新たな制度創設の意見として, 北海道財務局に連絡することとする。なお, 特定日Acに当局が開催する一日合同相談所(チカホ)で北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。」について, 相談処理担当職員から聞いていないことから削除すべきである。

オ 審査請求人に回答した内容が抜け落ちているため, 「神戸地方裁判所の判例は特殊なものであり, 銀行名, 支店名, 貸金庫番号を記載し, 銀行に届出れば遺言執行者は公正証書遺言で貸金庫を開扉できる。根拠は, 特定論文・税務大学校・特定教授。札幌法務局は公証人Aに対し, 今後態度を改めるよう指導したので, もうこれ以上, 札幌法務局に質問するのをやめるよう説諭した。」を追加すべきである。

(6) 回答内容

審査請求人は了解していないため, 「調査結果の1, 2について相談者に伝えたところ, 了解が得られたことから完結とする。」は削除すべきである。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

ア 件名

諮問庁が, 処分庁を通じて, 特定日Lに開催した行政相談所で相談を受けた行政相談委員から北海道管区行政評価局に提出された「行政相談処理票」の記載内容を確認するとともに, 当該相談の処理を行った同局職員に確認した結果, 相談対応票に記載したとおりの相談内容であることを確認した。

なお, 審査請求人は, 行政相談委員に説明した書類のとおりに記載願いたいとしているが, 当該書類は, 「特定出版物特定号(特定月)」のみである。この書類には, これまで審査請求人が関係機関に照会を行った際のやり取り等を審査請求人が整理したものや, 出典不明の論文を転記したものが記載されているが, 審査請求人が訂正をすべきであるとした内容は記載されていない。

イ 相談者情報

処分庁を通じて事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、特定日しに開催した行政相談所で、行政相談委員が相談を受けた際に、本人から氏名、住所及び電話番号を聞き取って「行政相談処理票」に記載の上北海道管区行政評価局に提出し、処理を担当した同局職員が相談対応票に転記しており、住所を教えていないとするのは事実誤認である。

ウ 相談内容

処分庁を通じて、相談を受け付けた行政相談委員及び事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおり相談内容であることを確認した。審査請求人の主張に、この内容が事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

エ 対応経過

処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおり対応経過であることを確認した。審査請求人の主張に、この内容が事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

オ 調査結果

上記3(5)ア、イ、ウについては、処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおり対応経過であることを確認した。審査請求人の主張に、この内容が事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

なお、同ア、イの訂正請求対象箇所は、審査請求人が申出に当たり処分庁に要望、説明等した事項、申出を受けて処分庁が関係機関に照会した事項など、いわゆる「事実」に係る事項を記載したものであるのに対し、ウについてはそれら事実を受けて、貸金庫が審査請求人の思うとおりには開扉されなかったことの「原因」事項を整理して記載している箇所である。

訂正請求書の趣旨に記載されている「本件公正証書遺言で貸金庫を開扉できる」という点については、審査請求人が収集した判決や論文等を基に主張しようとする事項であり、処分庁は、これらの問題に関し、解釈や判断を行う立場にない。本件相談の内容は、「公正証書遺言で貸金庫を開扉できる」ような制度を創設してほしいという要望であることから、訂正請求書にあるような記載を行うことはできない。

同工については、処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおり調査結果であることを確認した。この内容が事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

同才については、処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、訂正請求書の趣旨の前半部分のうち、神戸地方裁判所の判例は特殊である旨の説明を行ったということについては確認できなかった。しかし、あくまで参考情報として、貸金庫の契約者が貸金庫を開扉できる者を指定して銀行に届け出ることにより、指定された者が契約者に代わって貸金庫の開扉を行うことができるという趣旨の論文がある旨の説明を行ったのは事実である。

相談対応票には事案処理に係る必要な事項を簡潔に整理して記載するものであり、事案処理に際しての相談者とのやり取り事項等の全てについて記載するものではないところ、前記のとおり、本件相談の趣旨は、公正証書で貸金庫を開扉できる制度を創設してほしいという要望であることから、当該相談事案の処理の際における参考情報として説明したことまで相談処理票に記載する必要はないと判断し、あえて記載していないものである。

また、訂正請求書の趣旨の後半部分にある「質問するのをやめるよう説諭した」ということについてはその事実を確認できなかった。

カ 回答内容

処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおり回答内容であることを確認した。審査請求人の主張に、この内容が事実でない判断できる具体的根拠は確認できない。

(2) 結論

以上のとおり、審査請求人の訂正請求に理由があるとは認められず、不訂正とした原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------|
| ① | 平成28年3月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月8日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ | 同年5月23日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑤ | 同年6月20日 | 審査請求人から意見書3を收受 |
| ⑥ | 同月29日 | 審査請求人から意見書4を收受 |
| ⑦ | 同年7月13日 | 審査請求人から意見書5を收受 |
| ⑧ | 同月19日 | 審査請求人から意見書6を收受 |
| ⑨ | 同月26日 | 審議 |
| ⑩ | 同月27日 | 審査請求人から意見書7を收受 |
| ⑪ | 同年8月3日 | 審査請求人から意見書8を收受 |

- ⑫ 同月 29日 審査請求人から意見書 9 及び資料，意見書 10 並びに意見書 11 及び資料を收受
- ⑬ 同年 9 月 12 日 審議
- ⑭ 同月 27 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は，処分庁が審査請求人に対し開示決定した，審査請求人が特定日に北海道管区行政評価局に申出をした行政相談の事案に係る相談対応票（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報について，別紙に掲げる文言の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を求めるものである。

これに対し，処分庁は，訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして，不訂正とする原処分を行ったところ，審査請求人は別紙に掲げるとおりの訂正を求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については，法 27 条 1 項において，同項 1 号ないし 3 号に該当する自己を本人とする保有個人情報について，その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され，また，その対象は，「事実」であって，行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は，本件訂正請求に先立ち，審査請求人が法 12 条 1 項の規定に基づき行った開示請求に対して，処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから，法 27 条 1 項 1 号に該当する。

イ 本件対象保有個人情報が記録された本件相談対応票は，審査請求人が北海道管区行政評価局において行った行政相談に係る相談対応票であり，そのうち本件対象訂正部分は，本件相談対応票の①「件名」欄の全部（請求事項 1），②「受付に関する情報」区分の「住所」欄の全部（請求事項 2），③「事案に関する情報」区分の「相談内容」欄の一部（請求事項 3 及び 4），④「対応に関する情報」区分の「対応経過」欄の一部（請求事項 5），⑤同区分の「調査結果」欄の一部及び全部（請求事項 6 ないし 10）並びに⑥同区分の「回答内容」欄の全部（請求事項 11）である。

ウ このうち、上記⑤の中の請求事項 7 及び 8 に係る訂正部分については、前者は後者の一部分であるが、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、請求事項 8 に係る訂正部分には、請求事項 7 に係る訂正部分（「当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていないことから」）を含め、本件行政相談の申出に際し北海道管区行政評価局職員が審査請求人から説明等を受けた事項を列挙した上で、当該事項が「貸金庫が審査請求人の思うとおりに開扉されなかったこと」の原因であると考えられる旨の当該職員の「評価・判断」が記載されているものと認められる。

そうすると、当該事項の記載部分（請求事項 7 に係る訂正部分を含む。）については、当該職員が、本件行政相談の調査の過程で、審査請求人の説明等をどのように受け止めたのか、あるいは、上記の「評価・判断」を行うに当たって根拠にした事情等についての自らの認識を記述したものとイえることから、これらの記載部分を含む請求事項 8 に係る訂正部分については全体として、当該職員の「判断・評価」であると解される。

したがって、請求事項 7 及び 8 に係る訂正部分は、法 27 条 1 項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないと認められる。

エ その余の訂正部分については、上記①には本件相談事案の相談内容の概要が、上記②には相談者の住所が、上記③には本件相談事案の相談内容の具体的な内容が、上記④には事案受理以降の北海道管区行政評価局の対応状況が、上記⑤（請求事項 6、9 及び 10 に係る訂正部分に限る。）には同局が調査をして確認できた事実等が、上記⑥には同局から審査請求人に回答した内容等が記載されていると認められることから、当該部分に記載された内容は、法 27 条 1 項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法 29 条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(1) 別紙の請求事項 1 について

ア 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が、処分庁を通じて、特定日Lに開催した行政相談所で相談を受けた行政相談委員から北海道管区行政評価局に提出された「行政相談処理票」の記載内容等を確認した結果、本件相談内容は、請求事項1に係る訂正部分に記載したとおりであることを確認した。

なお、審査請求人は、行政相談委員に説明した書類のとおりに記載願いたいとしているが、当該書類は、「特定出版物特定号（特定月）」のみである。この書類には、これまで審査請求人が関係機関に照会を行った際のやり取り等を審査請求人が整理したものや、出典不明の論文を転記したものが記載されているが、審査請求人が訂正をすべきであるとした内容は記載されていない。

イ 検討

(ア) 請求事項1は、本件相談対応票の「件名」欄の記載（「銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても被相続人の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい」）を「公証人Aの言うとおりに、貸金庫が開扉できなかったので原因究明と再発防止策を教えてほしい。二度と同じことが起きないようにしてほしい。再度、札幌法務局に質問」に訂正するよう求めるものである。

(イ) 諮問庁は、上記アのとおり説明するところ、当該行政相談処理票につき、諮問庁から提示を受け、当審査会において確認したところ、同処理票には、審査請求人が訂正を求める内容と同旨の内容が記載されているとは認められなかった。

また、審査請求人は、「行政相談委員Aに提出し説明した書類のとおりに記載願いたい。」と主張するが、当該書類について諮問庁から提示を受け、当審査会において確認したところ、請求事項1の趣旨における訂正後の件名の内容と同旨の内容が記載されているとは認められなかった。

その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(ウ) したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(2) 別紙の請求事項2について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、特定日Lに開催した行政相談所で、行政相談委員が相談を受けた際に、本人から氏名、住所及び電話番号を聞き取って「行

政相談処理票」に記載の上，北海道管区行政評価局に提出し，処理を担当した同局職員が相談対応票に転記しており，住所を教えないとするのは事実誤認である。

イ 検討

(ア) 請求事項 2 は，本件相談対応票の「相談者情報」欄の記載（「特定市特定区特定地番」）を「特定市特定区」に訂正することを求めるものである。

(イ) 審査請求人は，保有個人情報訂正請求書において，「住所を教えていない。」と主張するが，諮問庁は，上記アのとおり説明する。

そこで，当該行政相談処理票につき，諮問庁から提示を受け，当審査会において確認したところ，同処理票には，審査請求人の住所として「特定市特定区特定地番」と記載されていることが認められ，その外，上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから，当該部分につき，法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

(ウ) したがって，当該部分について，法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(3) 別紙の請求事項 3 について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて，相談を受け付けた行政相談委員及び事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果，本件相談対応票に記載のとおり相談内容であることを確認した。審査請求人の主張に，この内容が事実でない判断できる具体的根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項 3 は，本件相談対応票の「相談内容」欄の「当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていなかったとしている」の記載の削除を求めるものである。

(イ) 審査請求人は，請求事項 3 に関し，妻が代理人となっているため上記 (ア) のとおり削除すべき旨主張するが，請求事項 3 に係る訂正部分に記載された本件行政相談事案の内容が，実際に審査請求人が行政相談委員等に相談等した内容とは異なると判断するに足りる内容等，上記の訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず，その外，上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから，当該部分につき，法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

(ウ) したがって，当該部分について，法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(4) 別紙の請求事項4について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて、相談を受け付けた行政相談委員及び事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、本件相談対応票に記載のとおり相談内容であることを確認した。審査請求人の主張に、この内容が事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項4は、本件相談対応票の「相談内容」欄の「銀行を監督する金融庁は、銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人の全員の同意書がなくても貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。」の記載の削除を求めるものである。

(イ) 審査請求人は、請求事項4に関し、そのような要望をしていない等のため上記(ア)のとおり削除すべき旨主張するが、請求事項4に係る訂正部分が実際の相談内容とは異なると判断するに足りる内容等、上記の訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

(ウ) したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(5) 別紙の請求事項5について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、本件相談対応票に記載のとおり対応経過であることを確認した。審査請求人の主張に、この内容が事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項5は、本件相談対応票の「対応経過」欄の「特定日〇北海道財務局職員Gに照会」の記載の削除を求めるものである。

(イ) 審査請求人は、請求事項5に関し、特定日A bに審査請求人が北海道財務局職員Gに確認したところ、北海道管区行政評価局職員Aから照会を受けていないと回答したとして、上記(ア)のとおり削除すべき旨主張するが、特定日〇に当該照会が行われたことが事実でないと判断するに足りる内容等、上記の訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことか

ら、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

(ウ) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(6) 別紙の請求事項 6 について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、本件相談対応票に記載のとおりに対応経過であることを確認した。審査請求人の主張に、この内容が事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項 6 は、本件相談対応票の「調査結果」欄の「相談者に再度、申出内容を確認した結果」の記載の削除を求めるものである。

(イ) 審査請求人は、請求事項 6 に関し、北海道管区行政評価局職員 A から確認の電話はないとして、上記 (ア) のとおり削除すべき旨主張するが、当該確認がなかったと判断するに足る内容等、上記の訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足る特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

(ウ) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(7) 別紙の請求事項 9 について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、本件相談対応票に記載のとおり調査結果であることを確認した。この内容が事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項 9 は、本件相談対応票の「調査結果」欄の「新たな制度創設の意見として北海道財務局に連絡することとする。なお、特定日 A c に当局が開催する一日合同相談所（チカホ）で北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。」の記載の削除を求めるものである。

(イ) 審査請求人は、請求事項 9 に関し、北海道管区行政評価局職員 A からこのようなことは聞いていないとして、上記 (ア) のとおり削除すべき旨主張するが、北海道管区行政評価局が北海道財務局に上記のような連絡をしなかったと判断するに足る内容、北海道管区

行政評価局が審査請求人に上記のような伝達をした事実がなかったと判断するに足る内容等，上記の訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず，その外，上記アの諮問庁の説明を覆すに足る特段の事情も認められないことから，当該部分につき，法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(ウ)したがって，当該部分について，法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(8) 別紙の請求事項10について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて，事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果，訂正請求書の趣旨の前半部分のうち，神戸地方裁判所の判例は特殊である旨の説明を行ったということについては確認できなかった。しかし，あくまで参考情報として，貸金庫の契約者が貸金庫を開扉できる者を指定して銀行に届け出ることにより，指定された者が契約者に代わって貸金庫の開扉を行うことができるという趣旨の論文がある旨の説明を行ったのは事実である。

相談対応票には事案処理に係る必要な事項を簡潔に整理して記載するものであり，事案処理に際しての相談者とのやり取り事項等の全てについて記載するものではないところ，本件相談の趣旨は，公正証書で貸金庫を開扉できる制度を創設してほしいという要望であることから，当該相談事案の処理の際における参考情報として説明したことまで相談処理票に記載する必要はないと判断し，あえて記載していないものである。

また，訂正請求書の趣旨の後半部分にある「質問するのをやめるよう説諭した」ということについてはその事実を確認できなかった。

イ 検討

(ア) 請求事項10は，本件相談対応票の「調査結果」欄に「神戸地方裁判所の判例は特殊なものであり，銀行名，支店名，貸金庫番号を記載し，銀行に届出しておけば遺言執行者は公正証書遺言で貸金庫を開扉できる。根拠は，特定論文・税務大学校・特定教授，札幌法務局は公証人Aに対し，今後態度を改めるよう指導したので，もうこれ以上，札幌法務局に質問するのをやめるよう説諭した。」との記載の追加を求めるものである。

(イ) 審査請求人は，請求事項10に関し，申出人に回答した内容が抜け落ちておりとして，上記(ア)のとおり追加すべき旨主張するが，諮問庁が説明するような，事案処理に必要な事項を簡潔に整理して記載するととの相談対応票の性格を踏まえれば，北海道管区行政評価

局の決裁権者が、本件相談対応票の「調査結果」欄に記載すべき事実等の取捨選択について、当該相談対応票の作成目的に照らして判断することは、当該決裁権者の権限内の行為というべきものであり、その結果、審査請求人が追記を求めるような事項が記載されなかったとしても、そのことをもって、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(9) 別紙の請求事項11について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、本件相談対応票に記載のとおりのおりの回答内容であることを確認した。審査請求人の主張に、この内容が事実でないとは判断できる具体的根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項11は、本件相談対応票の「回答内容」欄の「調査結果の1, 2について相談者に伝えたところ、了解が得られたことから完結することとする。」の記載の削除を求めているものと解される。

(イ) 審査請求人は、請求事項11に関し、了解していない旨主張するが、北海道管区行政評価局が審査請求人に上記調査結果を伝えた際に、審査請求人が了解していない旨の発言をしていないと判断するに足りる内容等、上記の訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

請求事項1 「件名」欄

ア 趣旨

「銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても被相続人の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい」を「公証人Aの言うとおりに、貸金庫が開扉できなかったので原因究明と再発防止策を教えてください。二度と同じことが起きないようにしてほしい。再度、札幌法務局に質問」に訂正せよ。

イ 理由

行政相談委員Aに提出し説明した書類のとおりに記載願いたい。

請求事項2 「住所」欄

ア 趣旨

「特定市特定区特定地番」を「特定市特定区」に訂正せよ。

イ 理由

住所を教えていない。

請求事項3 「相談内容」欄

ア 趣旨

「当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていなかったとしている」を削除せよ。

イ 理由

妻が代理人となっているため。

請求事項4 「相談内容」欄

ア 趣旨

「銀行を監督する金融庁は、銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人の全員の同意書がなくても貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。」を削除せよ。

イ 理由

民法1012条1013条1015条、最判平成5年1月19日家月45・5・50、神戸地判平成11年6月9日判時1697号91項により弁護士、司法書士に依頼すれば、貸金庫を開扉することができる。そのような要望をしていない。

請求事項5 「対応経過」欄

ア 趣旨

「特定日〇 北海道財務局職員Gに照会」を削除せよ。

イ 理由

特定日A bに審査請求人が北海道財務局職員Gに北海道管区行政評価局職員Aから照会があったかどうか確認したところ、照会を受けていないと回答があった。

請求事項6 「調査結果」欄

ア 趣旨

「相談者に再度、申出内容を確認した結果」を削除せよ。

イ 理由

北海道管区行政評価局職員Aから確認の電話はない。行政相談委員Aに特定日Lに既に伝えている。

請求事項7 「調査結果」欄

ア 趣旨

「当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていないことから」を削除せよ。

イ 理由

上記請求事項3イと同じ。

請求事項8 「調査結果」欄

ア 趣旨

「本件の公正証書による遺言書には、貸金庫の開扉については記載されておらず、当該銀行に対しても貸し金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていないことから、当該遺言では金庫の開扉ができなかったことの原因であると考えられる。」を「本件公正証書遺言で貸金庫を開扉できる。」に訂正せよ。

イ 理由

上記請求事項4イと同じ。

請求事項9 「調査結果」欄

ア 趣旨

「新たな制度創設の意見として北海道財務局に連絡することとする。なお、特定日A cに当局が開催する一日合同相談所（チカホ）で北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。」を削除せよ。

イ 理由

北海道管区行政評価局職員Aからこのようなことは聞いていない。

請求事項10 「調査結果」欄

ア 趣旨

「神戸地方裁判所の判例は特殊なものであり，銀行名，支店名，貸金庫番号を記載し，銀行に届出ておけば遺言執行者は公正証書遺言で貸金庫を開扉できる。根拠は，特定論文・税務大学校・特定教授，札幌法務局は公証人Aに対し，今後態度を改めるよう指導したので，もうこれ以上，札幌法務局に質問するのをやめるよう説諭した。」を追加せよ。

イ 理由

申出人に回答した内容が抜け落ちているため。

請求事項11 「回答内容」欄

ア 趣旨

調査結果の1，2について相談者に伝えたところ，了解が得られたことから完結することとする。

イ 理由

了解していない。